

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月20日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	三重県
3. 市区町村名	いなべ市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	113-2-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.inabe.mie.jp/shisei/1003791/mynumber/dokujiriyou.html">http://www.city.inabe.mie.jp/shisei/1003791/mynumber/dokujiriyou.html</a>

執行機関名 いなべ市長

知事等(教育委員会)が行う私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	いなべ市ひとり親家庭等就学金支給条例(平成18年いなべ市条例第18号)によるひとり親家庭に対する就学金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		いなべ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年いなべ市条例第16号)別表第1 第2の項 いなべ市ひとり親家庭等就学金支給条例(平成18年いなべ市条例第18号)によるひとり親家庭に対する就学金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	いなべ市ひとり親家庭等就学金支給条例(平成18年いなべ市条例第18号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、ひとり親家庭等の児童について就学金を支給することにより、その家庭の経済的助成と児童の就学意欲の助長を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		いなべ市ひとり親家庭等就学金支給条例(平成18年いなべ市条例第18号) いなべ市ひとり親家庭等就学金支給条例施行規則